

火災共済金 申請書類の補足

火 災 共 済 金 (火災・落雷・破裂又は爆発)	
関係官 署等の 証明書	<p>罹災証明（消防機関又は市区町村長等の証明） 当共済会の様式以外でも有効です。 罹災証明書には、焼損面積と建物延面積を記載して下さい。 落雷で動産のみの被害のとき、罹災証明が発行されない場合には、（气象台又は消防機関が発行）気象状況を証明する書面が必要となります。 新聞記事等（なければ省略可）</p>
見積書等	<p>落雷による動産被害は個々の購入額が2万円以上のものが対象で、落雷による原因で故障したと記載された修理見積書等が必要です。</p>
写 真	<p>写真は現地調査に代わる重要な添付書類ですので、下記をよく読んで添付書類を作成して下さい。 被害写真には必ず建物の図面等に説明を書き入れること 別紙の被害写真台紙を参考にして下さい。 建物については、全景と被害箇所、被害状況がわかるもの、別の建物との配置関係のわかるものなど複数枚必要。 動産については、被害にあった物の被害箇所、被害状況がわかるもの。（写真は多く撮影下さい。） 【注意事項1】被害の状況、箇所が判りづらいものについては、ペン等で写真の罹災部分をマークすること 【注意事項2】被害状況確認の写真ですので、カラー写真でミニサイズは避けてください。サービス版程度の大きさがが必要です。（デジカメ可） 【注意事項3】図面の被害箇所と写真と内容照合できるよう、各々に写真番号を付してください。</p>
図 面	<p>様式第6号の略図に罹災部、朱書斜線で明記し、罹災部分面積と算出した根拠を詳細に記載してください。 書面のみで審査を行っておりますので建物平面図があれば、様式第6号の略図に代えてご提出をお願いしています。 壁等に被害がある場合は、立面図も提出して下さい。</p>

被害状況や内容により、上記以外の書類を提出いただくこともあります。